

# Insurance alert

## IASB/FASB Board Meeting – Insurance Contracts PwC Summary of Meetings: 13-15 June 2011



多数の観点が両審議会において検討されていること、ならびに、IASB および FASB の暫定的結論を明確化することがしばしば難しいことより、これらの議事録は、FASB の ACTION ALERT および IASB の OBSERVER NOTE において公表される決定とは異なる可能性がある。加えて、暫定的結論は、将来の両審議会における議論により変更される可能性がある。IASB および FASB の決定は、最終基準書を公表するための公式投票の完了においてのみ最終化される。

### 要約

IASB および FASB は、2011 年 5 月 31 日に合同の審議会を開催し、リスクおよびマージンモデルにおいて、残余マージンは、契約の引受時でロック・インされるべきか、もしくは見積りの変更に応じて調整（アンロック）されるべきか議論した。両審議会は、さらに残余マージンの配分の基礎についても審議した。両審議会はさらに、契約獲得費用の取り扱いと開示モデルについても再度検討した。

両審議会は、残余マージンのアンロックに関して異なる結論に至った。FASB は残余マージンを引受時にロック・インすることに、暫定的に同意したが、IASB は、(8 対 7 の僅少な差で) 会計上の見積りの変更に応じて残余マージンをアンロックすることに暫定的に同意した。FASB は残余マージンのロック・インについて暫定的に同意したので、続いて行われたスタッフのアンロッピングに関する提案に対しては投票を行わなかった。

IASB は、残余マージンは、好ましいおよび好ましくない双方の場合における保険契約負債の見積りの変更に応じて調整されるべきであるとするスタッフの提案に、暫定的に同意した。審議会は、さらに、残余マージンは、将来のキャッシュ・イン・フローからキャッシュ・アウト・フローを控除した予想現在価値を超えることができないという固有の限界を除き、残余マージンの増加に上限を付すべきではないとする提案に同意した。さらに、IASB は、残余マージンはキャッシュ・フローの見積りの変更に応じて調整されるべきであるが、リスク調整の見積りの変更は、直接、損益に計上されるべきことに暫定的に同意した。IASB は、残余マージンに対するいかなる調整も将来に向かって行われるべきことに暫定的に同意した。IASB は、割引率の変動に応じて残余マージンの調整を行った場合に会計上のミスマッチが生じるのであれば、その(割引率の)変動を損益計算書において認識するというスタッフの提案に関して審議を行ったが、意思決定は行わなかった。

両審議会は、残余マージンはマイナス残高になり得ないことに同意した。彼らは、残余マージンは基礎となる契約に基づき提供されたサービスの移転のパターンと整合した一定の方法に基づき、カバレッジ期間にわたり配分されることに暫定的に同意した。

残余マージンをアンロックするメカニズムと配分の方法に関する議論は、今後の審議会においてより明確に取り組む必要性のある幾つかの実務上の問題点を浮き彫りにした。これらの問題点には、現在の実績と見積りの変更を区別することの難しさ、オープン・ポートフォリオの取り扱いの困難性、調整のトラッキングと残余マージンの配分の実務上の課題、および残余マージンを配分する一定の方法に関する基礎となる変数の決定が含まれている。

以前、両審議会は、保険契約を履行するためのコストの一部として含まれるべき契約獲得費用の性質について異なる仮決定に至った。今回の会議では、両審議会は、ポートフォリオ・レベルにおける保険契約の獲得に関する直接費用のみが保険負債の測定に含まれるべきであると暫定的に合意した。しかし、両審議会は、契約が成立した募集活動に関するコストのみを含めるべきである(FASB)、もしくは、成立および不成立の双方に関するコストを含めるべきである(IASB)とする異なる仮決定を引き続き維持している。

両審議会は、スタッフ・ペーパーの例2に記載されている拡張マージン・アプローチに基づいて保険契約に関する表示モデルを更に開発することを、スタッフに指示した。今後解決すべき問題としては、業績報告書に含めるために保険料の定義をどのように行うか、そして、保険料に含まれている預り金要素の取り扱いをどうするかである。審議会のメンバーは、スタッフに、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」に準拠して、表示されるべき最低限度の表示項目の開発をスタッフに求めた。

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。従いまして、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

IASB の議長は、議論の際に、彼の見解として、この基準書は再公開案が必要となる可能性があると言ったが、これについては、それ以上議論されなかった。

### 残余マーzinのアンロック

残余マーzinのロック・インは、将来の期間にわたり残余マーzinがリリースされることによる利益が認識されるが、損失が一期間に認識されるかもしれないという直感に反した結果をもたらすとコメントする回答者がいたとスタッフは述べた。これに加え、当初利益は認識しないことと、当初認識の後の利益や損失が認識され、会計上の見積りが損益に直接計上されることになる残余マーzinのロック・イン方式との概念上の矛盾を述べる回答者もいた。それ故、スタッフは、直観的な影響を回避し、契約の収益性に関する現時点での見積りを表すのが残余マーzinであるという意味合いを加えるため、残余マーzinは会計上の見積りに応じて調整すべきであると提案した。

数名の IASB のメンバーは、機械的に当初利益を認識しない結果として、本当に、残余マーzinが契約の収益性を測定したのとしてみなされるのか尋ねた。スタッフは、この点を認識していたが、これは主に利益であるとみなす回答者もあり、そして、残余マーzinの再測定は、残余マーzinに対しより概念的な基礎を与えると述べた。

数名の IASB と FASB のメンバーは、残余マーzinをアンロックするという追加的な複雑性がモデルに加えられるのではないかと質問した。スタッフもまた、この考えを受け入れたが、残余マーzinのロック・インの直感に反した影響を説明することも同様に複雑であると回答をした。

数名の FASB のメンバーは、現在の収益性の測定を反映するために残余マーzinをアンロックすることは、二つの異なる概念(負債の測定および利益の認識)を、負債の測定モデルとみなしている保険モデルに組み込もうとしているのではないかと尋ねた。彼らは、さらに、残余マーzinのアンロックが損益計算書の変動性に対応するために有効であるか尋ねた。スタッフは、会計上の見積りの変更に応じて残余マーzinを調整することは、損益の変動性を縮小させるかもしれないが、アンロックを提案する主な論理的根拠は、直感に反する論点に対応するためであり、そして、損益の変動性に対応する方法は、別途、取り扱われると述べた。IASB のメンバーの数名は、この理由は説得力があると述べた。

両審議会は、残余マーzinのアンロックに関して異なる結論に至った。FASB は残余マーzinを引受時にロック・インすることに暫定的に同意したが、IASB は、(僅少な差で)会計上の見積りの変更に応じて残余マーzinをアンロックすることに暫定的に同意した。

### 残余マーzinのアンロックの方法

スタッフは、残余マーzinは、好ましいおよび好ましくない双方の見積りの変更に応じて調整されるべきであり、そして残余マーzinの増加に上限を付すべきではないとする提案を説明した。これは、契約引受時における残余マーzinよりも、多額な残余マーzinの金額が結果として認識される。スタッフは、もし、残余マーzinが収益性の測定とみなされ、そして、契約が従来予想されたよりも、より収益性があると予想された場合、これはすべて反映されるべきであるとする彼らの論理的根拠を説明した。

何人かの IASB のメンバーは、特にオープン・ポートフォリオにおいて、どのように残余マーzinの調整がトラッキングされ、そして、どのようにポートフォリオ・レベルでこれが実施されるか尋ねた。スタッフは、彼らの提案は、実際に機能しているオーストラリアのモデルにおけるサービスに基づくマーzinに類似していると説明した。両審議会在がポートフォリオの定義を最終化する以前に、現在の議論における計算単位を取り扱うことは、問題点が多いとの認識であった。

IASB のメンバーの 1 名は、直感に反する問題のみを取り扱い、そしてそれ故、不利な非金融の見積りの変更に関してのみ調整することを主張した。しかし、他の IASB のメンバーは、それはより複雑であり、好ましいおよび好ましくない見積りの変更に関して異なる取り扱いが存在する場合、トラッキングが更に困難になると彼らの見解を述べた。IASB は、残余マーzinは好ましいおよび好ましくない双方の場合における保険契約負債の見積りの変更に応じて調整されるべきであるとするスタッフの提案に暫定的に同意した。IASB は、さらに、残余マーzinの増加に上限を付すべきではないとする提案に暫定的に同意した。

### 残余マーzinを調整する会計上の見積りの変更のタイプ

スタッフは、保険者が、キャッシュ・フローのすべての変動における影響を残余マーzinの調整として認識すべきことを提案した。しかし、スタッフは、また、残余マーzinの調整が会計上のミスマッチをもたらす場合、保険者が割引率の変動を損益で認識することを許容すると提案している。IASB のメンバーの 1 名は、スタッフがどのように現在の実績と会計上の見積りの変更の差異を定義するのか尋ねた。実務において、時として保険者は、仮定の変更を第3四半期において決定するが、これを遡及的に過去の期間に対して適用する場合があります、この場合は特に困難を伴う。他の IASB のメンバーの 1 名は、幾つかの仮定(例えば失効率)と割引率の変更との相互関係を強調し、そして、それ故、会計上のミスマッチのリスクは、割引率およびその他の非金融の仮定により影響されると述べた。FASB のメンバーの 1 名は、ミスマッチが

生じるかどうかは、資産に影響する状況に大きく依存しており、そして、ミスマッチを縮小させているか、もしくは、悪化させているかを確認することは、複雑であり、かつ判断を要すると指摘した。他の IASB のメンバーの 1 名は、主要な要素はどのようにミスマッチを定義するかであり、そしてどのように許容されたオプションが機能するか、例えば、複数のミスマッチ、すべてのミスマッチ、一定の期間、あるいは金額の一部に対して機能するか、であると述べた。他の IASB のメンバーは、会計上のミスマッチが存在する場合、割引率の変動を損益で認識するというオプションは、比較可能性に悪影響を及ぼし、そして、著しく実務上の困難性を伴うと懸念した。

IASB は、キャッシュ・フローのすべての変動における影響を残余マーzinの調整として認識するというスタッフの提案に、暫定的に合意した。しかし、彼らは、残余マーzinの調整が会計上のミスマッチをもたらす場合、割引率の変動を損益で認識するというスタッフの提案に関して審議を行ったが、意思決定は行わなかった。

### リスク調整

スタッフは、両審議会に、リスク調整の変動は、期間におけるリスクからの解放、リスクの金額の変動、およびリスク価格の変動から生じることを説明した。スタッフは、リスクからの解放による見積りの変更を認識するために三つの要素を区分することは実務的ではないと述べた。スタッフは、リスクを負担することが、保険者が提供する主なサービスであり、そして保険者のビジネスを理解するには、リスクの現在の測定が重要であると考えている。それ故、リスク調整の見積りの変更は、残余マーzinを通してではなく、損益に直接認識されるべきである。

IASB のメンバーの 1 名は、キャッシュ・フローの見積りの変動は残余マーzinにおいて認識するが、リスク調整の変動は直接損益で認識する、ということの正当化するのは概念的に困難であると指摘した。リスク調整は、キャッシュ・フローに由来しており、それ故、異なる取り扱いをする根本的な理由が存在しないようである。さらに、彼はリスク調整を三つの要素に区分することは可能であり、そして、それは実務的に困難かもしれないが、残余マーzinのアンロックから生じる多くの問題点も同様に難しいであろうと述べた。

他の IASB のメンバーは、もしキャッシュ・フローの見積りの変更が残余マーzinを通じて認識されることが正しいのであれば、理論的には、リスク調整の見積りの変動についても同様に取り扱うことが適切であると同意した。

しかし、彼は、保険ビジネスを最もよく反映するためには、リスク調整の見積りの変更は損益において認識されるべきという強い見解を有していると述べた。IASB は、リスク調整の変動は損益において認識されることを暫定的に同意した。

### 将来に向けての調整

スタッフは、残余マーzinへの調整は、遡及的にマーzinを調整することは実務的ではないため、将来に向かって行われるべきであると主張した。IASB のメンバーの 1 名は、スタッフは、金融商品の減損のプロジェクトにおいて、オープン・ポートフォリオおよび仮定に対する調整がどのように取り扱われるかを検討したか尋ねた。スタッフは、彼らが参照したオーストラリアのモデルでは、調整は将来に対するものであり、遡及的な調整は実務的ではないという彼らの主張を繰り返した。

他の IASB のメンバーは、残余マーzinのアンロックは見積りの変更であり、IFRS において見積りの変更は将来に向けて行われるとし、スタッフの提案に賛成した。IASB の大多数は、スタッフの提案に暫定的に賛成した。

### 残余マーzinの配分

スタッフは、IASB の公開草案(以下「ED」とする)において、残余マーzinをマイナスにすることはできないと提案したことを両審議会に説明し、回答者からこの点について反対意見がなかったことを述べた。スタッフは、残余マーzinは基礎となる契約に基づき提供されたサービスの移転のパターンと整合した一定の方法で、カバレッジ期間にわたり配分されるべきであると提案した。

IASB のメンバーの 1 名は、キャッシュ・フローの見積りの変動はカバレッジ期間を過ぎても保険金支払い期間まで継続するため、残余マーzinの配分をカバレッジ期間に限定することは、残余マーzinをアンロックするという決定と整合していないように思われると述べた。IASB の議長は同意し、そして、原則は、基礎となる契約に基づき提供されたサービスの移転のパターンと整合する一定の方法で配分されるべきことを提案した。スタッフは、両審議会に、回答者はカバレッジ期間にわたり配分することを支持し、そして、これは上手く機能する実務的な取り扱いであると伝えた。

IASB の他の 1 名は、テールが存在する場合、配分に関する一定の方法を見つけることが困難であると考えているため、単純にカバレッジ期間にわたり認識することを支持した。他の IASB のメンバーは、実務上の取り扱いと、残余マーzinを配分するための集計された適切な水準に関する懸念を繰り返し主張した。スタッフは、この点を受け入れ、そして、この問題点について今回の審議会において取り扱わないが、ポートフォリオの定義に関する彼らの作業において再度検討すると述べた。

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。従いまして、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

両審議会は、スタッフの提案に暫定的に同意した。IASB の議長は、残余マージンに関連して、依然検討が必要な実務上および概念上の課題は、現在の実績と見積りの変更の区別、オープン・ポートフォリオを扱う際の主な実務上の課題、残余マージンを配分する一定の方法に関する基礎となる変数の認識、将来に向けての変更への対処、そして、キャッシュ・フローの見積りと割引率の変更は残余マージンにおける認識だが、リスク調整の見積りの変更は損益における認識となっていることであるとまとめた。彼は、これらの問題点の重要性と、IASB の仮決定が辛うじての過半数によるものであったことを考慮し、この論点については更なる検討が必要となることを指摘した。

### 契約獲得費用

スタッフは、契約獲得費用に関する両審議会の以前の仮決定事項を説明した。両審議会は、契約獲得費用はポートフォリオ・レベルにおいて決定されるべきであると仮決定をしたが、IASB は、契約の成立および不成立の双方の契約獲得活動に直接帰属するコストを履行キャッシュ・フローに組み込むべきであると仮決定した一方、FASB は、契約が成立した契約獲得活動の関連する直接費のみを履行キャッシュ・フローに組み込むべきであると仮決定した。スタッフは、両審議会の仮決定、リース・プロジェクトおよび収益認識プロジェクトを比較するための分析を作成していた。スタッフは、両審議会のどちらかが前回の仮決定の判断を変えるか、リース・プロジェクト、収益認識プロジェクト、もしくは、棚卸資産および工事契約に関するコストの資産計上と整合性を有する契約獲得費用の取り扱いを採用するか尋ねた。

IASB のメンバーの 1 名は、棚卸資産の製造原価は通常の給与を含むことを述べ、この例は、不成立の活動における通常の金額を契約獲得費用に含むことにも上手く機能するだろうと指摘した。他の IASB のメンバーの 1 名は、契約成立と不成立の活動を区別することは、第三者に契約獲得活動をアウトソースする企業と比べて、全てを内部で行っている企業にとって不利になると述べた。

FASB のメンバーの 1 名は、FASB の最新プロジェクトの理由を、あまりに多くの期間費用が契約獲得費に含まれる実務が長年の実務において生じたためである、と両審議会に説明した。IASB のメンバーの 1 名は、多くの費用が結局は費用処理されるよりもむしろ、契約獲得費用として繰り延べられるという FASB の懸念に賛同した。

数名の審議会メンバーは、契約獲得費用に関する IASB と FASB のアプローチの表示上の差異について尋ね、スタッフは、現時点での仮決定では表示については対応しておらず、後の審議会において議論すると述べた。

FASB は、履行キャッシュ・フローには成功した契約獲得の労力に関するコストのみを含めるという従来の仮決定を再確認し、辛うじて過半数の IASB は、成功および不成功双方の契約獲得の労力に関するコストを含める見解を再確認した。

契約獲得費用とみなされる費用の性質に関して、FASB の議長は、最近のアウトリーチで、保険、収益認識およびリース活動を行っている（財務諸表の）作成者たちが、アプローチにおける整合性を強く望んでいることが分かったと審議会のメンバーに説明した。

IASB のメンバーの 1 名は、両審議会の最大の差異は、IASB は保険契約を獲得するために直接帰属する金額を配分するが、しかし、FASB は費用計上するといった、例えば家賃や光熱費のような間接費用に関するものであると述べた。彼は、IASB は、FASB のアプローチと整合させるために、従来の仮決定を変更し、直接費のみを獲得費用として認識すべきであると提案した。FASB と 14 名の IASB メンバーは、直接費用のみを契約獲得費用に含めることに賛成した。契約獲得活動に使用されるソフトウェア費、設備のメンテナンス費用および減価償却費、代理店や営業員の採用費用および研修費用、管理費、家賃およびその他の占有費用、光熱費、その他の一般管理費、および広告費のような間接費用は、契約獲得費用から控除されるであろう。

### 業績報告書の表示

スタッフは、最新の提案が 3 月の会議において両審議会から受け取ったコメントを反映したものとなっていることを述べた。スタッフは、業績報告書は、取引上の情報を表示するために拡張されたマージン・アプローチを使用して保険契約からの結果を表示すべきであると推奨した。ビルディング・ブロック・アプローチを採用して測定された保険契約は、簡便法を使用して測定された契約からは区分して表示されるべきである。二つの測定アプローチを区分する理由の一つは、保険料として認識される金額にある。ビルディング・ブロック・アプローチを使用して測定される契約では、当該期間の予想保険料がビルディング・ブロックから生じたように、受け取るべき保険料(premium due)が表示および測定されるであろう。

ビルディング・ブロック・アプローチを使用して測定された契約の表示形式は、引受マージン、そして、受取保険料、保険給付および経費の取引量の情報を表示することにより拡張された実績の調整に関する情報を含むであろう。簡便法を使用して測定される契約では、既経過保険料(およびその他の要素)が、損害保険事業に関する現行の GAAP に基づく取り扱いと整合して表示されるであろう。

本冊子は英語の原文を翻訳したものです。従いまして、あくまでも便宜的なものとして利用し、必要に応じて原文を参照頂くようお願い致します。

FASB のメンバーの 1 名は、スタッフの提案は、前回の提案が改善されたものであり、アウトリーチ活動において受け取った多くのコメントを反映していると述べた。彼は、保険料、保険金および経費の構成要素間の実績を調整する要因をより明確に映し出した、スタッフ・ペーパーにおける第 2 の表示例(拡張マージン・アプローチ)が望ましいと述べた。

IASB のメンバーの 1 名は、両審議会はマージン・アプローチを好むのか、マージンの開示を注記において補足する業績報告書において、取引量の情報を開示する伝統的アプローチを支持するのか決定すべきであると述べた。彼女は、スタッフによる第 3 の例示に一致する伝統的な表示アプローチが好ましいと述べた。彼女は、すべての契約に関して、保険料を経過に基づいて認識すべきことを支持すると述べた。測定モデルや保険商品のタイプ別の補足的な注記は適用されるかもしれない。スタッフは、例として即時払い年金を挙げ、年金支払い期間にわたり保険料の配分を決定することが難しい場合があるとし、生命保険契約に関しては、その多様性ゆえに保険料の経過決定をすることは極めて難しいと述べた。

FASB のメンバーの 1 名は、スタッフの第 2 の表示アプローチを支持すると述べたが、一般の利用者が、実績調整と仮定の変更や、既経過保険料と受け取るべき保険料のように、項目を理解し易い用語は単純にすべきであると述べた。

IASB のメンバーの 1 名は、二つの異なる測定アプローチで測定された契約を別々に表示することは支持しないと述べた。彼は、さらに、利用者により収益情報であると解釈される(実績の調整として拡張した)保険料情報に先立って、最初に引受マージンが表示されることは不自然な表示の形式であると述べた。

FASB のメンバーの 1 名は、既経過に基づく保険料(簡便法)と予想に基づく保険料(ビルディング・ブロック)の保険料情報を合算し一行で表示することは、異なる測定モデルの経済性を反映したものではなく、専門家以外の利用者は、合算された保険料の金額を、表示されているように、収益であるとみなすであろうと述べた。彼は、さらに、長期契約に含まれている預り金要素は表示された保険料の金額に含まれている点について懸念を示した。

IASB のメンバーの 1 名は、財務諸表の表示プロジェクトにおける両審議会の審議内容に言及し、そこでは、利用者により業績報告書上での合算していない情報の必要性が明確に示されたと述べた。この情報は、異なる主要財務諸表において統一されるべきである。彼女は、異なる測定アプローチを使用して測定された契約を区分して表示することは、利用者の要望に合致すると述べた。

IASB の議長は、両審議会は ED において提案された要約マージン・アプローチから意見を変更したと述べた。スタッフは、ED において要約マージン・アプローチを提案した一つの理由は、業績報告書に含めるための保険料の定義をどのように行うか、そして、保険料に含まれる預り金要素の取り扱いはどうするのか、といった今回の審議中に審議会メンバーにより挙げられた主要な懸念と同じであることを両審議会に述べた。

表示モデルに関するスタッフの更なる検討の方向付けを行うために投票を行い、FASB はスタッフ・ペーパーの例 2 に設定されている拡張マージン・アプローチに賛成した。IASB は例 2 と例 3 に見解が分かれた。IASB の議長は、IASB のメンバーに対し、コンバージェンスを達成するため FASB の投票結果に基づき審議を進めることに異議があるか尋ねたところ、3 名のメンバーが反対を表明した。

数名の審議会メンバーは、表示の形式は、適切な基準でコングロマリットグループにおける連結勘定の組み込みを許容するために過度に規定すべきではないと述べた。IASB のメンバーの 1 名は、両審議会に、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」は最低限の表示項目のみを規定していることを説明し、そして、他のいかなる産業に対しても表示の形式について強制していないことを述べた。彼の見解は、両審議会は最低限度の表示項目を定めるのみであり、これにより、異なるシナリオにおける適切な表示が可能となるというものであった。例えば、スタッフの提案は、保険事業を主な領域とするグループにおいて適切となり得るが、保険要素が重要ではないコングロマリットグループにおいては、最低限度の表示項目が適切かもしれない。多くの審議会のメンバーは、この提案を支持した。

---

<お問い合わせ先>

あらた監査法人

東京都中央区銀座 8 丁目 21 番 1 号

住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)

aaaratapr@jp.pwc.com

本冊子は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本冊子の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本冊子に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本冊子に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

© 2011 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.